

出生届を出された方へ

赤ちゃんのご誕生
おめでとうございます。

名古屋市にお住まいの方

手続きに行かれる前に、母子健康手帳別冊についているはがき等（子ども医療・出生報告）に必要事項を記入しておいてください。

♡ ☐ 母子健康手帳について

母子健康手帳に出生届出済の証明がお済みでない方は、出生届を届け出られた区役所の市民課（支所に届け出られた方は支所区民生活課）へ。

1 階 ⑤ 窓口

♡ ☐ 特別永住許可申請について

ご両親が特別永住者の方の場合、お子様の特別永住許可申請が必要となります。出生届を閉庁時に出された場合、後日お住まいの区の区役所の市民課（支所管内にお住まいの方は支所区民生活課）で特別永住許可申請を行って頂く必要がございます。特別永住許可申請時の必要書類については市民課（又は支所区民生活課）へおたずねください。

1 階 ⑤ 窓口

♡ ☐ 子ども医療証について

お子様の資格確認書または資格情報のお知らせ等をお持ちになり、お住まいの区の区役所の保険年金課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課福祉医療担当）へ。

1 階 ⑥ 窓口

♡ ☐ 出産育児一時金について（国民健康保険に加入の方）

保険証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか、出産を証明するもの（母子健康手帳等）、医療機関等との直接支払制度についての合意文書、領収書、国民健康保険の世帯主名義の口座の番号のわかるもの（預金通帳等）をお持ちになり、お住まいの区の区役所の保険年金課（または支所区民福祉課保険担当）へ。
直接支払制度の利用により、全額が医療機関等に支払われた場合は、お手続きの必要はありません。

その他の健康保険に加入している方は、勤務先等でおたずねください。

1 階 ⑥ 窓口

♡ ☐ 児童手当について（手続きが必要です。）

申請の翌月分から対象となります。ただし、出生日の翌日から 15 日以内に申請すれば、出生日の属する月の翌月分から対象となります。お住まいの区の区役所の民生子ども課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課保護・子ども担当）へ。公務員の方も派遣・出向等の理由により、市区町村への申請となる場合がありますので、必ず勤務先で確認してください。

♡ ☐ 保育所等利用のための認定について（きょうだいが保育所等を利用されている方）

きょうだいが保育所等を利用している場合は、お住まいの区の区役所の民生子ども課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課保護・子ども担当）へ、保育所等を利用するために必要な認定の変更手続きが必要な場合があります。

2 階 ① 窓口

♡ ☐ 保健センターへの出生報告と新生児等家庭訪問について

母と子の健康のために（母子健康手帳別冊）の綴じ込みのはがき（出生報告）に必要事項を記入して、お住まいの区の保健センターへ。

赤ちゃんがお生まれになったすべてのご家庭を生後4か月ごろまでに保健センターから助産師や保健師が訪問して、育児の相談等をお受けしています。

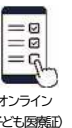
5 階 ④ 窓口

オンライン申請

名古屋市 電子申請 検索

※個別の状況によっては、オンライン手続きができない場合があります。

（裏面もご覧ください）



オンライン
（子ども医療証）

チェック

♡ ☐ 赤ちゃん訪問事業について

初めての赤ちゃんが誕生したご家庭に主任児童委員・児童委員が訪問して、地域の子育て支援情報等をお届けしています。

特に申請の必要はありませんが、不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所の民生子ども課へ。

2 階 ① 窓 □

チェック

♡ ☐ 産前産後期間の国民年金保険料・国民健康保険料の免除について

国民年金第 1 号被保険者の方・国民健康保険被保険者の方は、出産日（出産前に届出をする場合は出産予定日）が属する月の前月から 4 か月間（多胎妊娠の場合は、出産日が属する 3 か月前から 6 か月間）の国民年金保険料・国民健康保険料が免除されます。母子健康手帳等、出産日を明らかにする書類をお持ちになり、お住まいの区の区役所保険年金課（または支所区民福祉課年金担当・保険担当）へ。

その他の年金制度・医療保険制度に加入している方は、勤務先等でおたずねください。



オンライン（年金）



オンライン（保険）

1 階 ⑥・⑦ 窓 □

チェック

♡ ☐ 障害年金の子の加算について

障害年金を受給している方にお子様が生まれた場合は障害年金に加算がされます。手続きがお済みでない方はお住まいの区の区役所保険年金課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課年金担当）またはお近くの年金事務所にご相談ください。

1 階 ⑦ 窓 □

チェック

♡ ☐ お子さまのマイナンバーカードの申請について

出生届と同時にお子さまのマイナンバーカードを申請された場合、約 1 週間後にマイナンバーカードと個人番号通知書が簡易書留で郵送されます（住所地以外に出生届を提出した場合や、出生届の処理状況によっては、1 週間以上かかる場合があります。）。申請に不備等があれば区役所・支所からご連絡します。なお、マイナ保険証としてご利用される前に、マイナポータルやセブン銀行 ATM での手続きが別途必要となります。

出生届提出後、お子さまのマイナンバーカードを申請される場合は、後日郵送される個人番号通知書同封の申請書をご利用ください。

1 階 ⑤ 窓 □

チェック

♡ ☐ 名古屋市妊婦・子育て家庭応援金(国の妊婦のための支援給付)について

出生報告をし、保健センターから助産師や保健師がご家庭を訪問した後（出生報告日から 3～4 か月後をめぐり）、名古屋市から申請書等をお送りします。

必要事項をご記入いただき、返送していただくことで、名古屋市子育て家庭応援金として、出生した児童 1 人あたり 5 万円を支給します。詳細は市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000159170.html>）をご覧ください。

チェック

♡ ☐ ナゴヤわくわくプレゼント事業「BABY YELL!」について

名古屋市で生まれ、育つお子さまと、その保護者の方を応援するためのプレゼントで、子育てに役立つ品やサービスをお選びいただけます。受け取り方法の案内状は、出生の届出（名古屋市内への住民登録が必要です）から概ね 2 か月以内に、簡易書留で配達されます。事前の手続きは不要です。その他の詳細は市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000140381.html>）をご覧ください。

※ 詳しくはそれぞれの担当窓口へおたずねください。

※ 名古屋市以外にお住まいの方は、住所地の市区町村役場でおたずねください。